

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農業振興課

不利益処分の内容	道の駅にしかた利用承認の取消し						
根拠法令等及び条項	道の駅にしかた条例第10条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">道の駅にしかた条例第10条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685"> 平成23年 9月 2日設定 平成29年 3月23日最終変更 </td> </tr> </table>	根拠条項	道の駅にしかた条例第10条	参考事項		設定等年月日	平成23年 9月 2日設定 平成29年 3月23日最終変更
根拠条項	道の駅にしかた条例第10条						
参考事項							
設定等年月日	平成23年 9月 2日設定 平成29年 3月23日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 道の駅にしかたの利用承認の取り消し等の基準（条例第10条）</p> <p>市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又はその承認を取消することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 利用承認の条件又は指示に従わないとき。</p> <p>(3) 偽りその他の不正行為により利用承認を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。</p>						